

## 南丹市重度障害者等就労支援特別事業（素案）【概要】

対象者	<p>※以下の要件にすべて該当される方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.南丹市に居住している方</li> <li>2.障害者総合支援法に規定する「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」のいずれかを南丹市が支給決定している方</li> <li>3.民間企業に雇用されている方（※1）、又は自営業者（※2）の方で通勤や職場における支援が必要な方</li> <li>4.1週間の所定労働時間が10時間以上の方</li> </ol> <p>※1 就労継続支援A型事業所の利用者を除く</p> <p>※2 国家公務員等の公務部門で雇用される方その他これに準ずる方以外の方であって、当該自営業等にに従事することにより所得の向上が見込まれると市が認めた方</p>
支援対象 範囲	<p><b>民間企業に雇用されている方</b></p> <p>通勤支援・職場等における支援（※1）であって、障害者雇用促進法に規定する助成金（※2）を活用しても対象者の雇用継続に支障が残る部分として認められた部分（就労時間内に必要な業務外の支援）</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;例&gt;</p> <p>喀痰吸引、トイレや食事の介助、姿勢の調整、安全確保のための見守り等</p> </div> <p>※1 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分</p> <p>※2 「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」又は「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」</p> <p><b>自営業者の方</b></p> <p>通勤支援・職場等における支援の部分（①業務上の支援＋②業務外の支援）</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;例&gt;</p> <p>①文書の代読、代筆、機器の操作や入力作業、業務上の外出の付き添い等</p> <p>②喀痰吸引、トイレや食事の介助、姿勢の調整、安全確保のための見守り等</p> </div> <p>注）雇用施策の助成金の対象にはならないため、本事業単独で支援</p>
サービス 提供事業所	ヘルパー派遣を行う事業所は、重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業を行う指定障害福祉サービス事業所
利用者負担	利用者負担 0円